

土 木 建 築 委 員 会 資 料

令和 8 年 4 月

土 木 建 築 部

目次

○令和 8 年度の行政組織及び重点事業等

[illegible]

○諸般の報告

- ・ 県計画等の策定・変更スケジュールについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5
- ・ 道路照明灯の緊急点検について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 8
- ・ 大分スポーツ公園総合競技場ワイヤー更新工事について・・・・・・・・・・ 3 9

土木建築部

1 組 織
(本 庁)

課室課室課室課室課室課室課室課室課室課室
管理課策策策策策策策策策策策策策策策策
企札政檢對建保川灣防づくり推進排水宅備
築入政檢對建保川灣防づくり推進排水宅備
建事工事地路路ち・生住住整
木共設事地路路ち・生住住整
土公建工用道道河港砂都市・築營設
公建公建公建公建公建公建公建公建公建公施

1 2 課 3 室

(地方機関)

土 木 事 務 所
芹川・北川ダム管理事務所

1 2 所

計

1 3 所

2 職員

事務	2	7	3	人
技術	5	0	0	人
技勞		3	4	人
計	8	0	7	人

(災害派遣・業務援助・研修派遣を含む)

3 令和8年度の主な組織改正

なし

令和8年度 土木建築部当初予算（一般会計）の概要

○ 予算のポイント

1 安心

【基本方針】

気候変動に伴い、頻発・激甚化する自然災害に対応する抜本的かつ総合的な治水・土砂災害対策を推進するとともに、今後発生が予想されている南海トラフ地震などから県民の命と暮らしを守るため、県土の更なる強靱化を推進します。

また、安心して子育てできる住環境づくりや安全・安心な交通環境の整備を推進します。

（１）災害に強い県土づくりと危機管理の強化

気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、河川改修や河床掘削等の治水対策、砂防ダムや急傾斜地崩壊対策施設の整備など土砂災害対策に加え、優先啓開ルートや孤立集落発生のおそれがある道路の法面对策を推進します。

また、大分臨海部コンビナートの護岸強化などの海岸・河川施設の地震・津波対策や橋梁の耐震化等を推進するとともに、木造住宅などの建築物の倒壊を防ぐための耐震化や応急仮設住宅の供給体制の充実を図ります。

さらに、高度経済成長期以降に多く整備され老朽化が進行している社会インフラについて、長寿命化計画等に基づき老朽化対策を推進します。

（２）すべてのこどもが健やかに生まれ育つ温かい社会づくり～子育て満足度日本一の実現～

県営住宅における子育て世帯向け住戸の整備や住宅改修への支援を通じて、安心して子育てできる住環境づくりを進めます。

また、通学路合同点検を踏まえた安全・安心な通学路の整備を推進します。

2 未来創造

【基本方針】

九州の東の玄関口として、人や物の流れの活性化やまちの魅力を向上するため、広域交通ネットワーク等の整備を推進します。

（１）未来へつながる交通ネットワークの充実と企業立地・産業集積の促進

陸海一体となった広域交通網の強化を図るため、東九州自動車道の４車線化や中九州横断道路、中津日田道路など高規格道路の整備を促進するとともに、別府港（石垣地区）におけるフェリーターミナルの再編などを推進します。

また、都市部の渋滞緩和や地域の暮らしと産業を支える道路整備を推進します。

令和8年度当初予算説明資料（土木建築部）

1 歳出予算

（単位：千円，％）

区分	款 別		R8年度 当初予算額 (県全体)	内 訳		R7年度 当初予算額 (土木建築部) (B)	伸び率 (A)-(B) /(B)
				土木建築部(A)	他 部 局		
一般 会 計	総 務 費		34,823,111	149,097	34,674,014	164,097	▲ 9.1
	農 林 水 産 業 費		50,265,140	185,000	50,080,140	185,000	0.0
	商 工 費		67,285,564	3,819	67,281,745	18,666	▲ 79.5
	土 木 費		88,337,641	83,485,142	4,852,499	83,060,840	0.5
	災 害 復 旧 費		24,451,096	13,716,575	10,734,521	17,065,151	▲ 19.6
	そ の 他		464,895,448	415,460	464,479,988	415,460	0.0
	計		730,058,000	97,955,093	632,102,907	100,909,214	▲ 2.9
	内 訳	公 共 事 業	97,393,133	66,779,411	30,613,722	69,498,677	▲ 3.9
		一般公共	63,030,455	43,930,701	19,099,754	43,356,093	1.3
		災害関連	3,197,983	2,748,636	449,347	2,824,300	▲ 2.7
		直轄負担金	5,469,460	4,774,880	694,580	4,774,880	0.0
		住宅	1,756,156	1,756,156	0	1,555,081	12.9
		災害復旧	23,939,079	13,569,038	10,370,041	16,988,323	▲ 20.1
		非公共事業	632,664,867	31,175,682	601,489,185	31,410,537	▲ 0.7
特別 会 計	大 分 県 公 債 管 理 特 別 会 計		121,039,790	415,460	120,624,330	415,460	0.0
	臨 海 工 業 地 帯 建 設 事 業 特 別 会 計		209,549	209,549	-	823,502	▲ 74.6
	港 湾 施 設 整 備 事 業 特 別 会 計		4,853,947	4,853,947	-	5,116,113	▲ 5.1

* 一般会計で土木建築部の県全体に占める割合 13.4%

2 繰越明許費

（単位：千円）

会 計 別	限 度 額
一般会計	65,620,845
港湾施設整備 事業特別会計	1,120,919

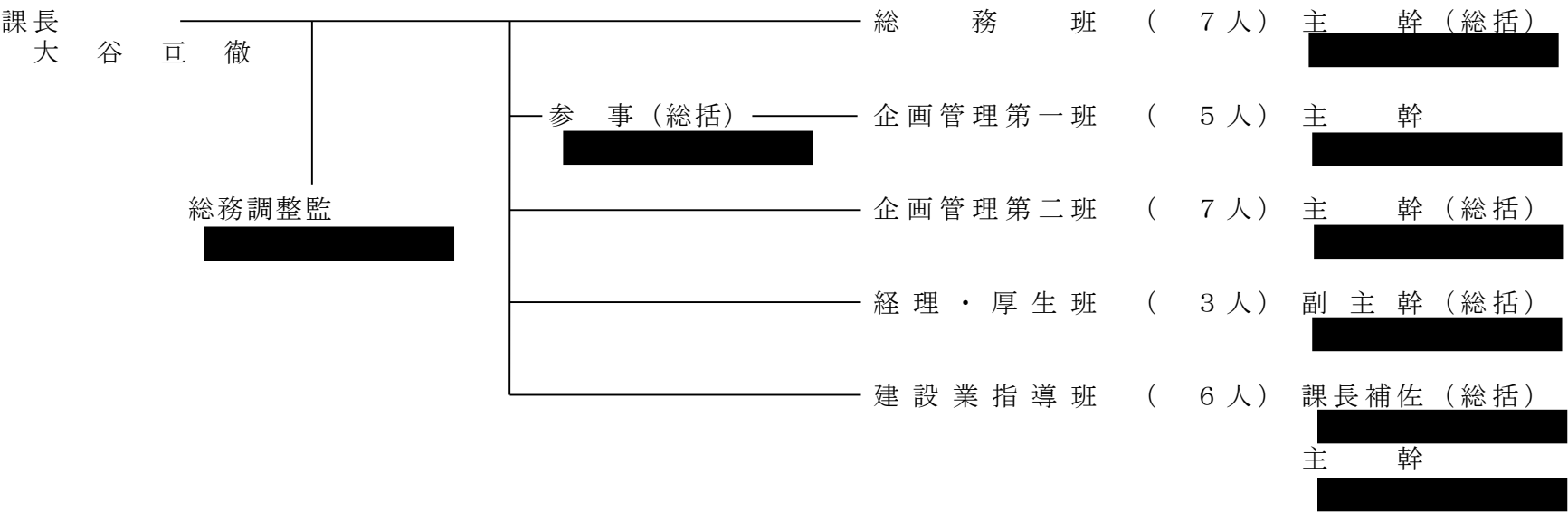
土木建築企画課

1 組織

(1) 本庁 (34人)

土木建築部長 小野 克也	土木建築部審議監	佐藤 聡	(総務企画担当)
一土木建築部審議監	石和 徹也		(技術企画担当)
一土木建築部参事監	秋月 宏昭		(建設政策課長)
一土木建築部参事監	清 永隆志		(道路建設課長)

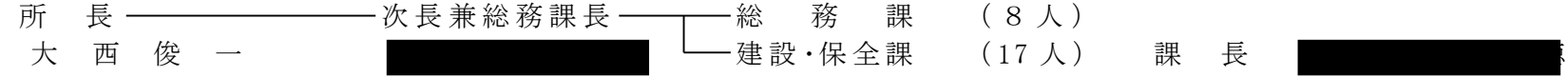
注：土木建築部参事監及び災害派遣は人数に含まない。



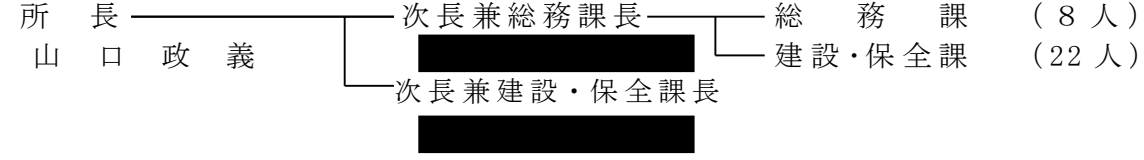
(熊本県 (1人)、石川県七尾市 (1人)、石川県珠洲市 (1人) 災害派遣 計3人)

(2) 地方機関 (546人)

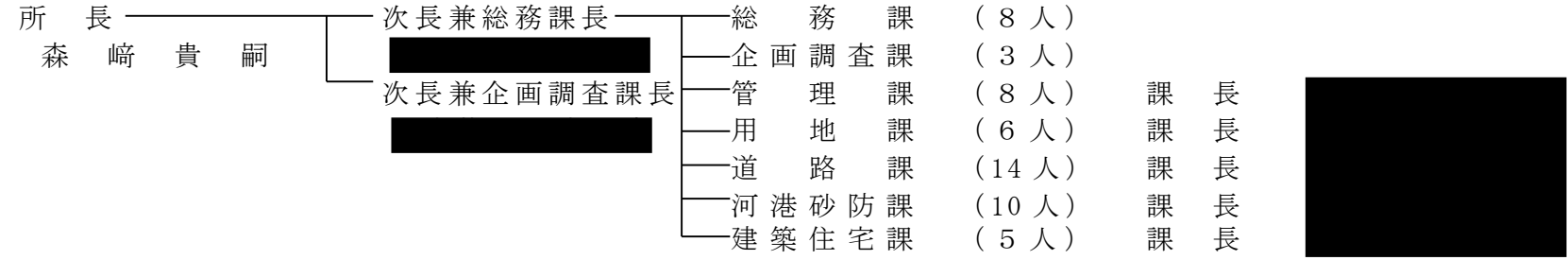
○豊後高田土木事務所 (27人)



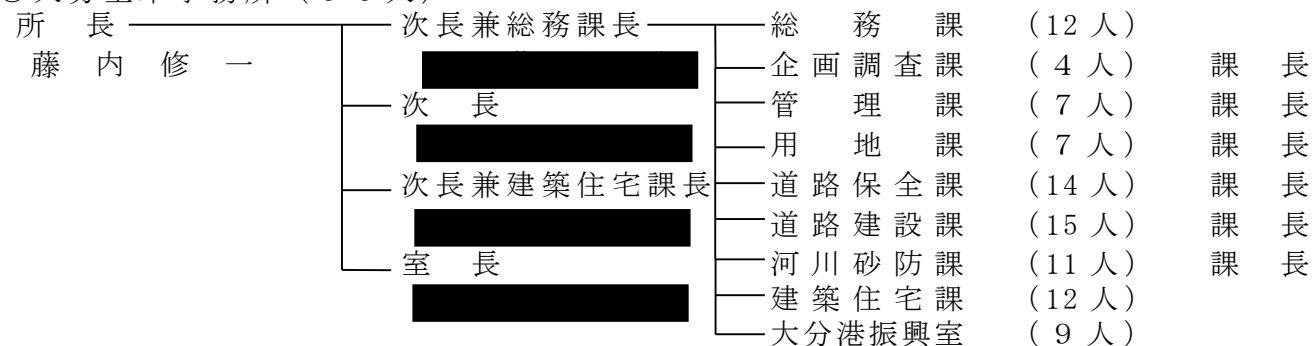
○国東土木事務所 (33人)



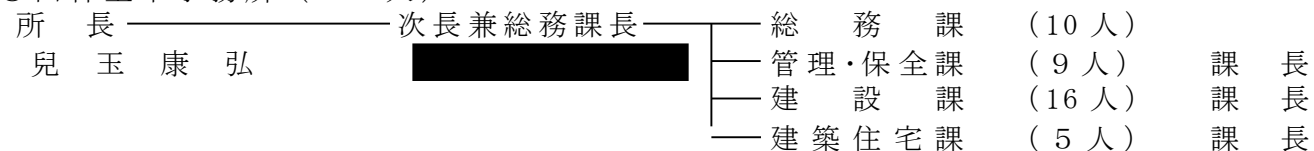
○別府土木事務所 (57人)



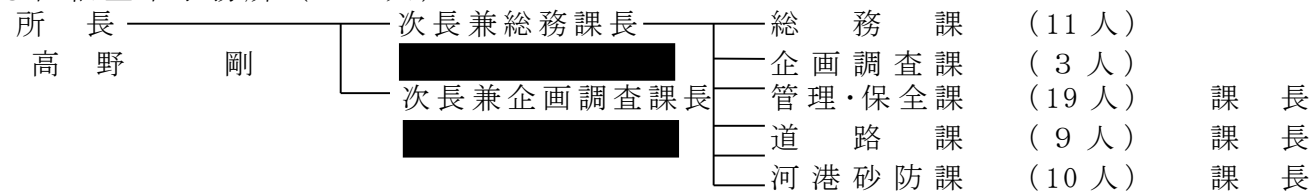
○大分土木事務所（96人）



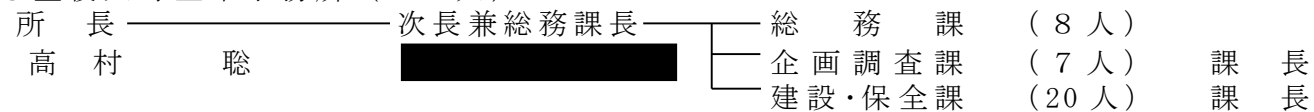
○臼杵土木事務所（42人）



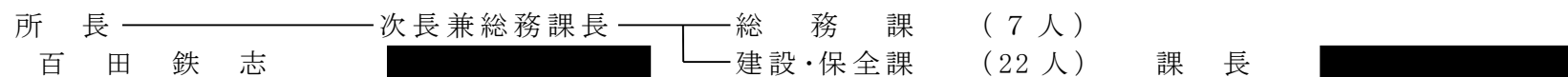
○佐伯土木事務所（55人）



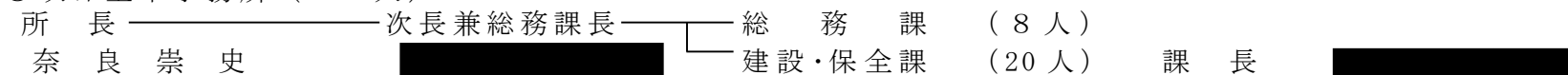
○豊後大野土木事務所（37人）



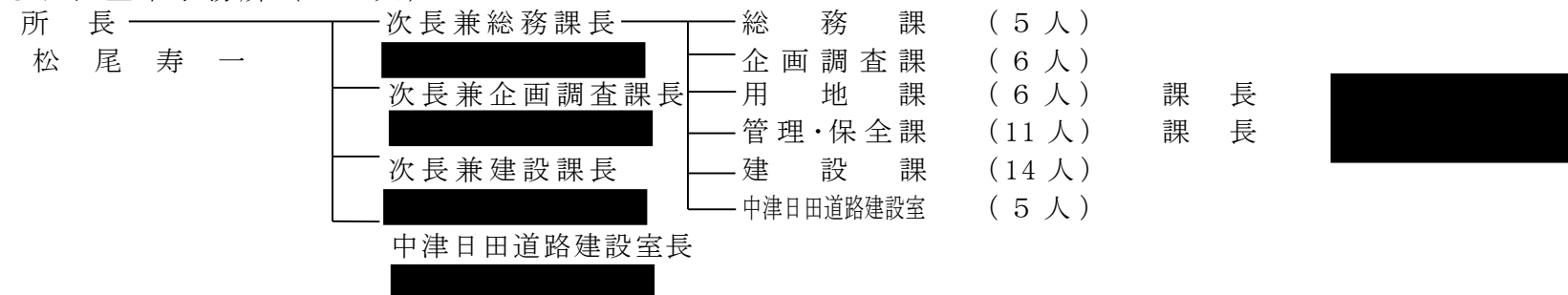
○竹田土木事務所（31人）



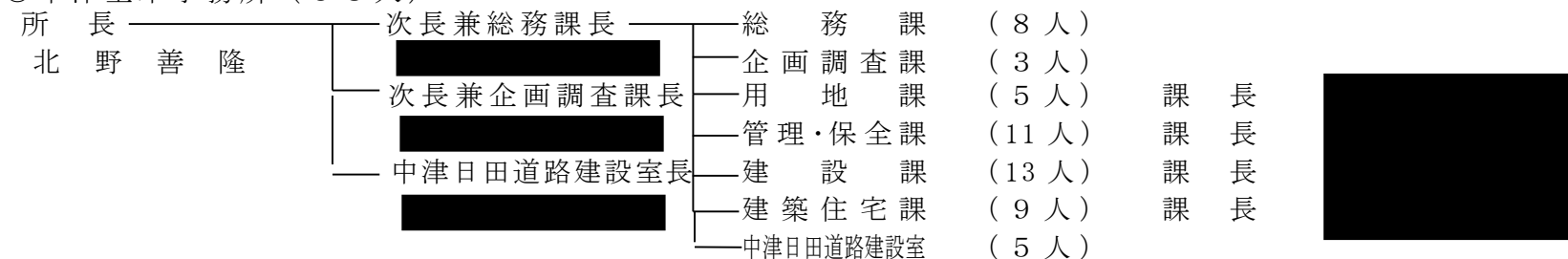
○玖珠土木事務所（30人）

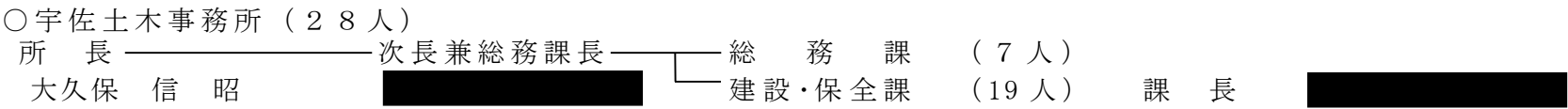


○日田土木事務所（52人）



○中津土木事務所（58人）





2 分掌事務

- (1) 土木建築部に係る行政の総合企画及び調整に関すること（建設政策課の所掌に係る事項を除く。）
- (2) 土木建築部に係る行政の調査及び研究に関すること
- (3) 土木建築部に係る組織及び定数の管理に関すること
- (4) 土木建築部の人事の総括に関すること
- (5) 土木建築部の予算経理（建築住宅課及び施設整備課の工事に係る事項を除く。）に関すること
- (6) 建設業に関すること
- (7) 浄化槽法の施行に関する事務のうち、浄化槽工事業に係る登録等に関すること
- (8) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務のうち、解体業者の登録に関すること
- (9) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）の施行に関する事務のうち、建設業者の届出に関すること
- (10) 建設工事統計調査に関すること
- (11) 土木建築部に係る部落差別解消推進の連絡調整に関すること
- (12) 土木建築部に係る安全衛生の連絡調整に関すること
- (13) 土木建築部各課（室を含む。）の連絡調整に関すること
- (14) 土木建築部の総務系事務に関すること（総務事務センターの所掌に係る事項を除く。）
- (15) 公共工事入札管理室の庶務に関すること
- (16) 土木事務所に關すること
- (17) 土木建築部中他課（室を含む。）の所管に属しないこと

3 重点事業

- (1) （継）建設産業女性人材確保・活躍推進事業
建設産業における女性人材の確保・定着や活躍を推進するため、高校生等への魅力発信を強化するとともに、女性が働き続けられる環境整備や人材育成に取り組む。

公 共 工 事 入 札 管 理 室

1 組 織

(1) 本 庁 (1 0 人)

室 長
栗 林 克 成

入 札 管 理 班 (5 人)

主 幹 (総 括)

■

主 幹

■

公 共 工 事 シ ス テ ム 班 (4 人)

室 長 補 佐 (総 括)

■

2 分 掌 事 務

- (1) 公 共 工 事 の 入 札 契 約 制 度 に 関 す る こ と
- (2) 公 共 工 事 の 品 質 確 保 の 促 進 に 関 す る 法 律 (平 成 1 7 年 法 律 第 1 8 号) に 関 す る こ と

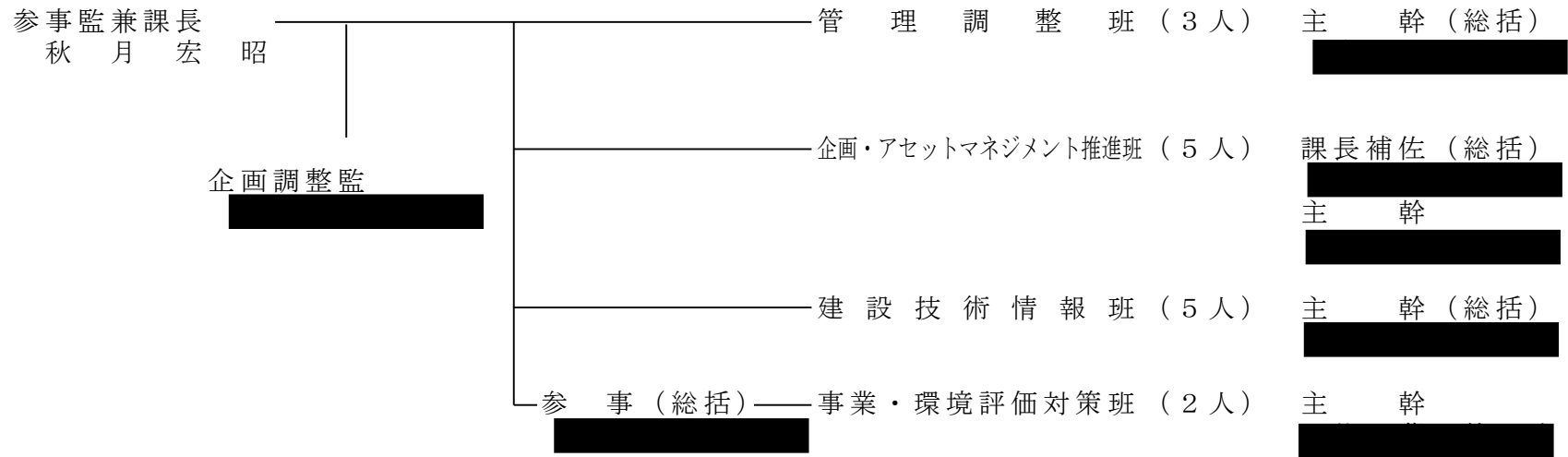
3 主 要 な 取 組

- (1) 入 札 契 約 制 度 に お け る 「 透 明 性 」 ・ 「 公 正 性 」 ・ 「 競 争 性 」 の 確 保
- (2) 公 共 工 事 の 品 質 確 保 及 び ダ ン ピ ン グ 受 注 防 止 対 策
- (3) (新) 公 共 事 業 情 報 シ ス テ ム 開 発 事 業

建設政策課

1 組織

(1) 本庁 (18人)



(大分県建設技術センター業務援助及び研修派遣 1人)
参事

2 分掌事務

- (1) 土木建築部に係る行政の技術的な企画及び調整に関すること
- (2) 土木建築部に係る行政に関する統計資料の活用に関すること
- (3) 道路事業 (農道、林道等を含む。) の企画調整に関すること

- (4) 土木建築部に係る過疎地域の振興に関する連絡調整に関する事
- (5) 土木建築部に係る中長期計画の策定及び進行管理に関する事
- (6) 土木建築部に係る公共土木施設のアセットマネジメントの推進に関する事
- (7) 土木建築部に係る事業の進行管理に関する事
- (8) 土木建築部に係る工事の積算管理に関する事
- (9) 土木建築部に係る事業評価に関する事
- (10) 土木建築部に係る事業の環境影響評価に関する事
- (11) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の施行に関する事務のうち、分別解体等の実施に関する事
- (12) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行に関する事務のうち、土木建築部に係る事業の調整に関する事
- (13) 大分県福祉のまちづくり条例の施行に関する事務のうち、土木建築部に係る事業の調整に関する事
- (14) 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）の施行に関する事務のうち、社会資本整備総合交付金に関する事
- (15) 地域再生法（平成17年法律第24号）の施行に関する事務のうち、まち・ひと・しごと創生交付金に関する事
- (16) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）の施行に関する事
- (17) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）の施行に関する事
- (18) 工事検査室の庶務に関する事
- (19) 公益財団法人大分県建設技術センターに関する事

3 重点事業

(1) (継) 共生のまち整備事業

すべての県民が自立していきいきと生活し、人と人の交流が深まる共生型の地域社会を実現するため、社会活動への参加を妨げる行動面での障壁を取り除くことを目的に、県が設置または管理する既存の公共施設のバリアフリー化を推進する。

工 事 検 査 室

1 組 織
(1) 本 庁 (8 人)

室 長
内 田 信 二

工 事 検 査 第 一 班 (4 人)

室長補佐 (総括)

室長補佐

主 幹

主 幹

工 事 検 査 第 二 班 (3 人)

参 事 (総括)

室長補佐

2 分掌事務
土木建築部及び農林水産部に係る建設工事の検査に関すること

3 主要な取組
公共工事の品質確保・向上を目指した工事監督・検査業務に関する研修の充実

用 地 対 策 課

1 組 織

(1) 本 庁 (7 人)

課 長
安 田 幸

用 地 指 導 班 (3 人) 主 幹 (総括)

専 門 幹

収 用 管 理 班 (3 人) 主 幹 (総括)

2 分 掌 事 務

- (1) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の施行に関すること
- (2) 土地収用法（昭和26年法律第219号）の施行に関すること
- (3) 収用委員会に関すること
- (4) 土木建築部に属する用地買収及び物件補償の指導調整に関すること
- (5) 測量法（昭和24年法律第188号）の施行に関すること
- (6) 道路、河川、池沼等に係る法定外国有財産の管理に関すること
- (7) 大分県土地開発公社に関すること
- (8) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）の施行に関すること

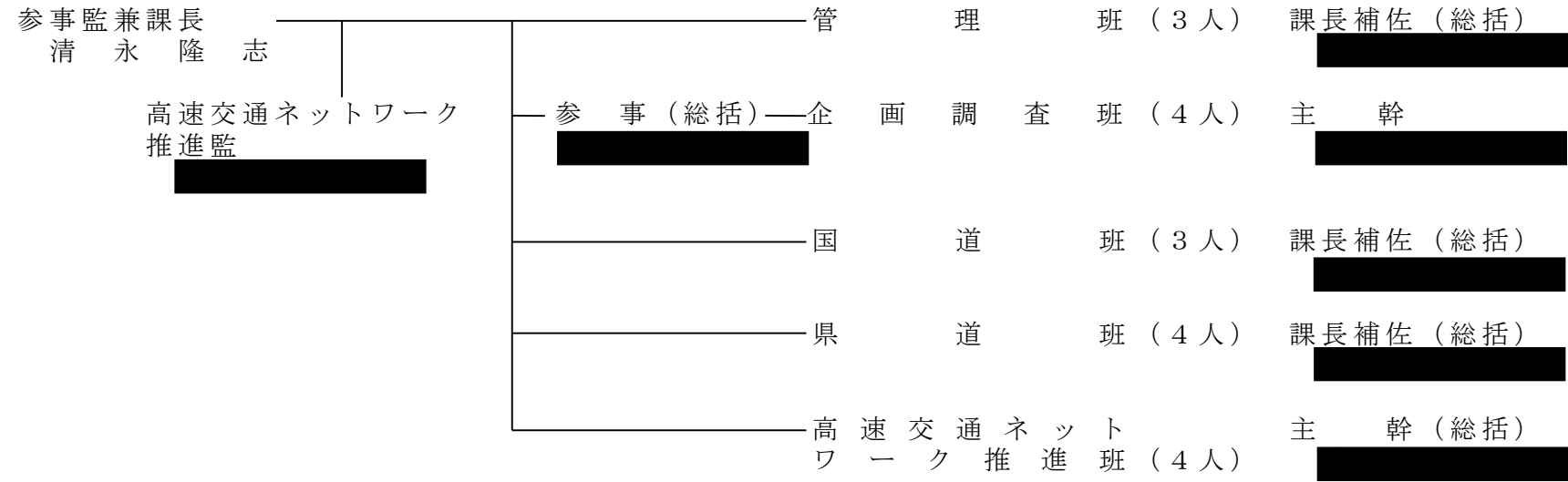
3 主 要 な 取 組

- (1) 事業用地の計画的取得に向けた各土木事務所への指導
- (2) 用地担当職員の資質向上に向けた各種研修の実施

道 路 建 設 課

1 組 織

(1) 本 庁 (21人)



(西日本高速道路株式会社研修派遣 1人)

2 分掌事務

- (1) 道路事業の企画調整に関する事
- (2) 道路の調査、計画及び工事の施行に関する事 (道路保全課の所掌に係る事項を除く。)
- (3) 高速道路事業に係る事業促進及び連絡調整に関する事
- (4) 国土交通省直轄の道路事業に係る事業促進及び連絡調整に関する事
- (5) 豊予海峡道路に関する事
- (6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事務のうち、道路に関する事 (道路保全課の所掌に係る事項を除く。)
- (7) 自転車活用推進法 (平成28年法律第113号) の施行に係る総合調整に関する事
- (8) その他道路に関する事

3 重点事業

(1) (継) 道路改良事業

土木建築部の長期計画である「おおいた^{と き め き}土木未来プラン2024」や、道路の部門計画「おおいたの道構想2024」に基づき国道、県道の整備を効果的、効率的に推進する。

○「おおいたの道構想2024」

- ・生活の安全・安心を高める道路整備
最優先を含む優先啓開ルート上の橋梁耐震化、重要な優先啓開ルート上等ののり面对策、通学路等の安全対策、橋やトンネル等の老朽化対策などを推進する。
- ・元気で快適に暮らせる地域づくりを支える道路整備
道路の拡幅やバイパス等の整備による渋滞対策、自転車通行空間の整備等による快適で多様なニーズに対応した道路空間の形成、ツーリズム支援に資する道路整備などを推進する。
- ・おおいたの未来創造に向けた道路整備
人や物の流れを活性化する広域道路ネットワークの整備や、日々の暮らしや産業など地域を支える道路ネットワークの整備を推進する。

(2) (継) 国直轄道路事業の促進

中九州横断道路を始めとする国直轄道路の整備促進を図る。

- (1) 道路及びその附属物の管理に関する事
- (2) 車両制限令（昭和36年政令第265号）の施行に関する事
- (3) 自動車運送事業及び自動車道に関する事
- (4) 県単独道路改良に関する事
- (5) 道路の維持及び補修に関する事
- (6) 道路の安全対策に関する事
- (7) 道路施設の災害及び防災に関する事
- (8) 市町村道事業に関する事
- (9) 駐車場建設事業の促進に関する事
- (10) 無電柱化推進に関する事
- (11) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に 関する法律の施行に関する事務のうち、県が管理する道路の整備に関する事
- (12) 大分県福祉のまちづくり条例の施行に関する事務のうち、特定道路（県が管理する県道に限る。）の整備に関する事

3 重点事業

暮らしを守る歩道や交通安全施設の整備、道路施設の維持補修を推進する。

(1) (継) 交通安全事業

学校・警察・教育委員会等の関係者と実施している通学路の合同点検によって抽出された危険箇所等において、歩道の整備や防護柵の設置等の対策を進め、通行空間の安全を確保する。

(2) (継) 道路施設補修事業

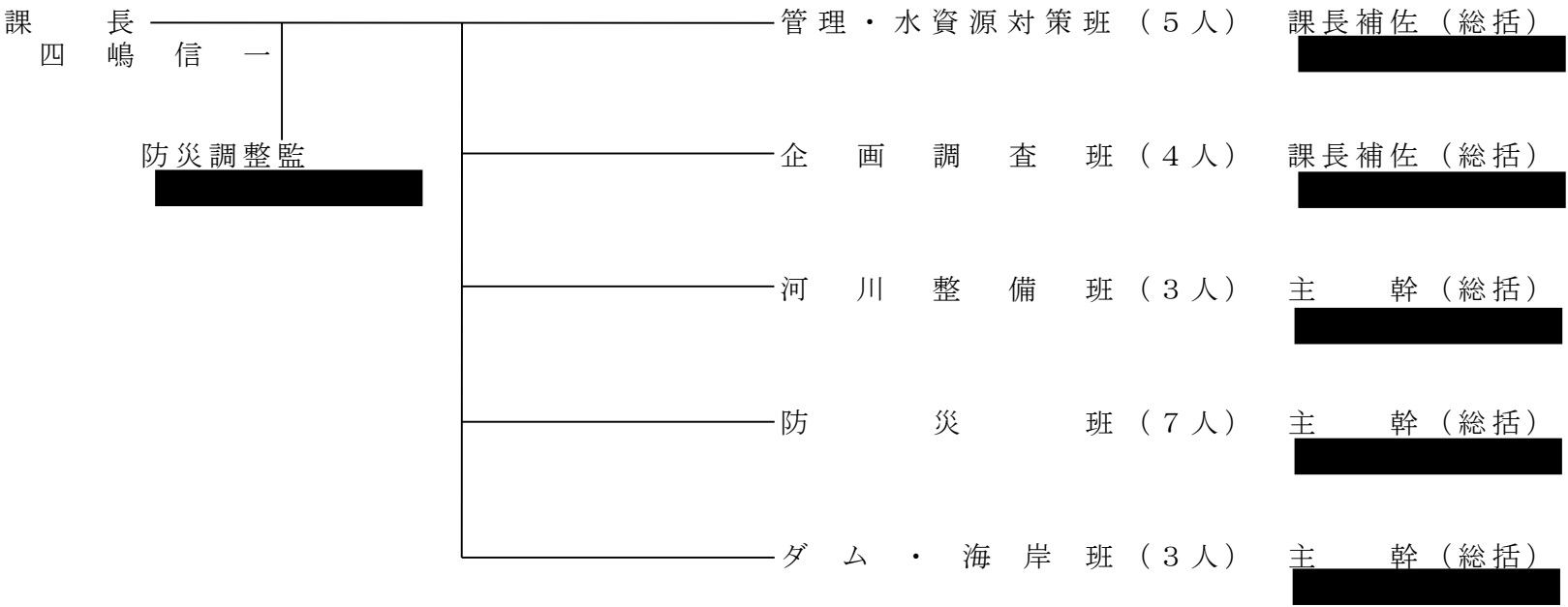
高度経済成長期に建設された橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化に対応するため、「長寿命化計画」に基づき、計画的に補修を進める。

また、緊急輸送道路上の橋梁について、大規模地震発生時に落橋・橋脚の倒壊等の致命的な損傷を未然に防止するため、耐震補強を計画的に実施する。

河 川 課

1 組 織

(1) 本 庁 (2 4 人)



(2) 地方機関 (0 人)

○ 芹川・北川ダム管理事務所 ((併) 2 0 人)
所 長
原 田 泰 幸
(企業局総合管理センターダム管理部長)

2 分掌事務

- (1) 河川並びに国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸及び海岸保全施設（港湾課の所掌に係る事項を除く。）の管理に関すること
- (2) 河川及び国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸（港湾課の所掌に係る事項を除く。）の調査、計画及び工事の施行に関すること
- (3) 河川の総合開発に関すること
- (4) 水利使用に関すること
- (5) 水防に関すること
- (6) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）の施行に関すること
- (7) 河川及び国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸の公有水面の埋立てに関すること
- (8) 水資源の開発及び広域利水の調整に関すること
- (9) 国、独立行政法人水資源機構が実施する大規模ダム建設に必要な事項の調査、計画の策定及び連絡調整に関すること
- (10) 国土交通省水管理・国土保全局所管の災害復旧事業に関すること
- (11) 芹川・北川ダム管理事務所に関すること

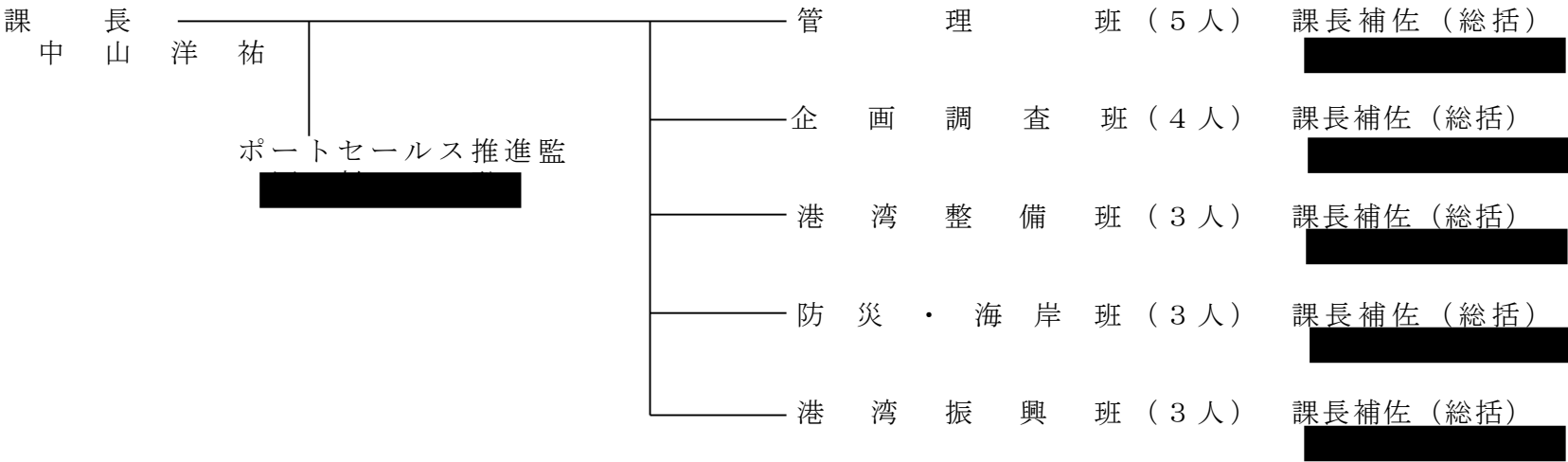
3 重点事業

- (1) （継）治水ダム建設事業
豪雨や台風などによる洪水被害を未然に防止し、下流域の安全性を向上させるため、安岐ダムの再整備を実施するとともに、既存ダムの老朽化対策を進める。
- (2) （継）広域河川改修事業
河川の流下能力を向上させるため、近年の豪雨災害により被災した河川において、河道掘削や堤防嵩上げ等の河川改修を実施する。
令和2年7月豪雨により被災した日田市の玖珠川(天ヶ瀬温泉街)や、九重町の野上川などで事業を推進する。
- (3) （継）緊急河床掘削事業
河川周辺住民の安全を確保するため、浸水被害が発生した箇所等の河床掘削を実施する。

港 湾 課

1 組 織

(1) 本 庁 (2 0 人)



2 分掌事務

- (1) 港湾及びその附属物の管理、占用及び使用に関する事
- (2) 港湾の調査、計画及び工事の施行に関する事
- (3) 港湾区域内の公有水面の埋立てに関する事
- (4) 港湾区域及び港湾隣接地域内の海岸の管理、調査、計画及び工事の施行に関する事
- (5) 国土交通省港湾局所管の災害復旧事業に関する事
- (6) 大分空港周辺の調査、計画及び工事の施行並びに県有施設の管理に関する事
- (7) 港湾統計調査に関する事
- (8) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事務のうち、港湾に関する事
- (9) 造成地及びこれに関連する施設の管理及び処分に関する事
- (10) 港湾の経営及び利用促進に関する事
- (11) 大分港大在コンテナターミナルの利用促進に関する事
- (12) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成 1 6 年法律第 3 1 号）の施行に関する事

3 重点事業

(継) 九州の東の玄関口としての拠点化

本県が九州の東の玄関口として発展していくため、人々が集う交流拠点であり、多様な産業や生活を支える重要な基盤である港湾の整備を進め、競争力を強化することにより、利用者に「選ばれる港」を目指している。

大分港大在地区では、国・県で整備を進めてきた新 RORO 船ターミナルの 1 バース目が昨年 5 月に供用開始し、大在コンテナターミナルでは、老朽化したコンテナクレーン 2 基の更新を進め、先月には 2 基目の使用を開始。さらに、コンテナヤードの拡張工事も進め、物流拠点としての機能強化を着実に進める。

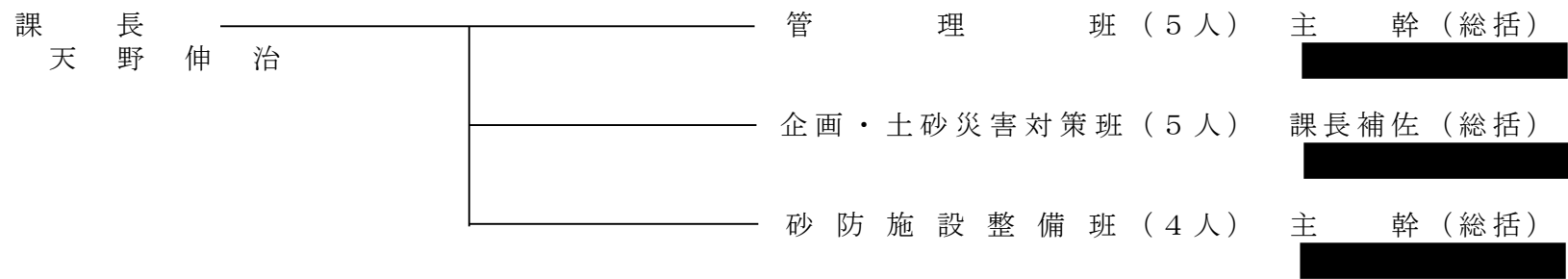


併せて、別府港石垣地区や臼杵港ではフェリーターミナルの整備等も進めており、人流拠点としての港湾機能の強化も進める。

砂 防 課

1 組 織

(1) 本 庁 (1 5 人)



2 分 掌 事 務

- (1) 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の管理に関すること
- (2) 砂防、地すべり及び急傾斜地の調査、計画並びに工事の施行に関すること
- (3) 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域に関すること
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）の施行に関する
こと

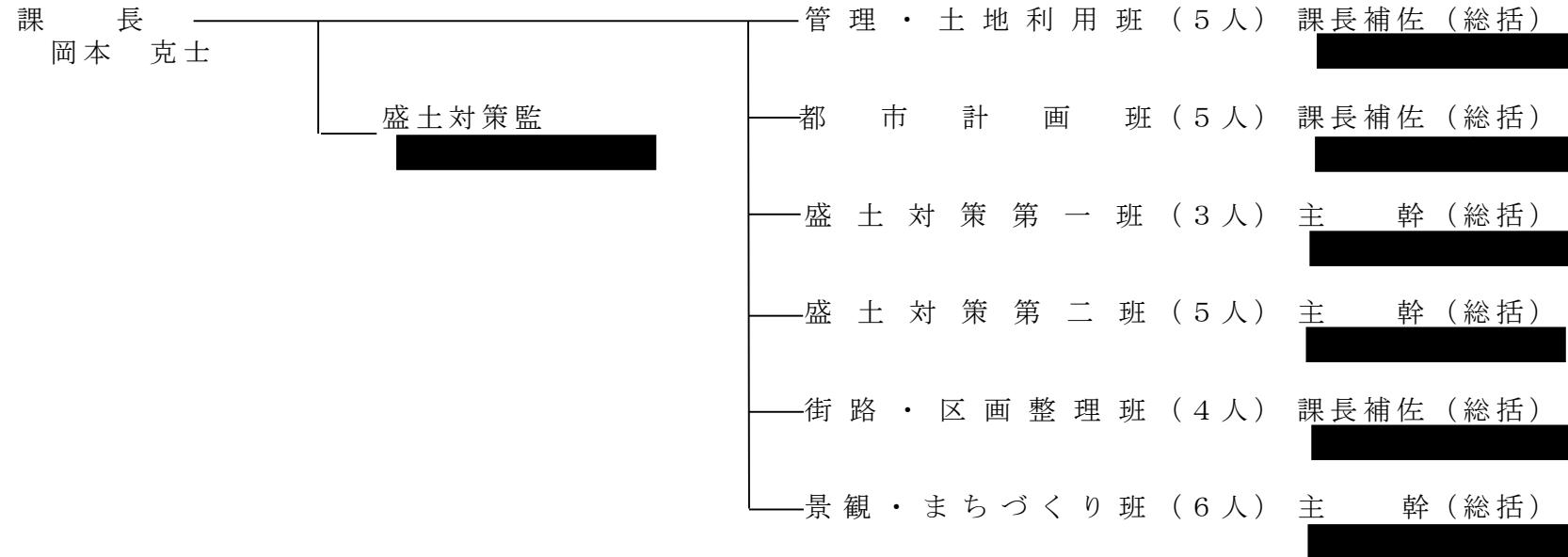
3 重 点 事 業

- (1) (継) 通常砂防事業・火山砂防事業
土砂災害から住民の命と暮らしを守るため、土石流等のおそれのある溪流において、砂防えん堤などの整備を実施する。
- (2) (継) 急傾斜地崩壊対策事業
がけ崩れ等から住民の命と暮らしを守るため、急傾斜地の擁壁工や法面对策工を実施する。
- (3) (継) 土砂災害情報周知啓発推進事業
土砂災害のおそれのある砂防指定地等の情報をインターネットで公開する整備を進めるとともに、土砂災害の危険性等を発信する啓発活動を実施する。

都市・まちづくり推進課

1 組織

(1) 本庁(30人)



2 分掌事務

- (1) 都市計画法 (昭和43年法律第100号) の施行に関すること
- (2) 国土利用計画法 (昭和49年法律第92号) の施行に関すること
- (3) 土地利用の調整に関すること
- (4) 街路に関すること
- (5) 土地区画整理に関すること
- (6) 屋外広告物に関すること
- (7) 宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年法律第191号) の施行に関すること
- (8) 駐車場法 (昭和32年法律第106号) の施行に関すること
- (9) 流通業務市街地の整備に関する法律 (昭和41年法律第110号) の施行に関すること

- (10) 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和41年法律第20号）の施行に関する事
- (11) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の施行に関する事
- (12) 地価公示に関する事
- (13) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行に関する事務のうち、街路・土地区画整理に関する事
- (14) 大分駅付近連続立体交差事業の清算等に関する事
- (15) 市街地再開発事業及びまちづくり関連事業に関する事
- (16) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行に関する事務のうち、建築協定の認可に関する事
- (17) 景観法（平成16年法律第110号）の施行に関する事
- (18) その他景観形成（他の課室の所掌に係る事項を除く。）に関する事

3 重点事業

（継）街路改良事業

豊かで活力ある街づくりや安全で安心できる市街地形成のため、街路整備を推進する。

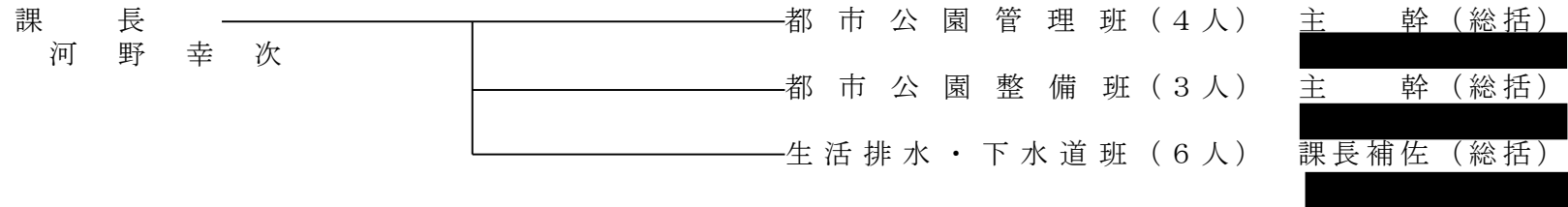
その中でも、都市計画道路庄の原佐野線は、大分市中心部における交通渋滞の緩和やインターチェンジアクセスの向上、さらには津波災害等の大規模災害時における緊急輸送路の確保など、大分県の発展と大規模災害時の対策に欠かせない重要な街路改良事業である。

今年度は、「下郡工区」の橋梁上部工や道路改良を進めるとともに、「下郡・明野工区」では橋梁等の設計や用地買収を行い、事業の進捗を図る。

公 園 ・ 生 活 排 水 課

1 組 織

(1) 本 庁 (14人)



2 分掌事務

- (1) スポーツ公園の事業計画並びに整備に係る関係機関等との協議及び調整に関すること
- (2) 都市公園に関すること
- (3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事務のうち、特定公園施設に関すること
- (4) 大分県福祉のまちづくり条例の施行に関する事務のうち、特定公園施設（県が管理する都市公園に設置されるものに限る。）の整備に関すること
- (5) 下水道その他の生活排水処理施設に関すること
- (6) 大分県生活環境の保全等に関する条例の施行に関する事務のうち、生活排水に関すること

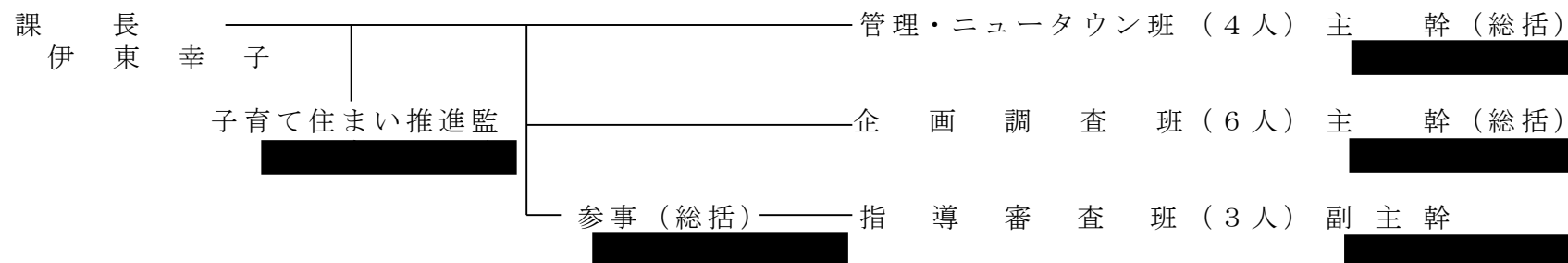
3 重点事業

- (1) (継) 県営都市公園長寿命化等対策事業
大分スポーツ公園ほか3公園において、施設の安全性確保や延命化を図るため、老朽化した公園施設の更新等を行う。
- (2) (継) 生活排水処理施設整備推進事業
きれいな水環境を創造し、次世代に引き継ぐため、生活排水処理施設の整備等を実施する市町に対し助成する。
今年度も、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に対する補助などを行う。

建 築 住 宅 課

1 組 織

(1) 本 庁 (16人)



2 分掌事務

- (1) 建築に関する調査及び統計に関すること
- (2) 建築基準法の施行(都市・まちづくり推進課の所掌に係る事項を除く。)に関すること
- (3) 建築士法(昭和25年法律第202号)の施行に関すること
- (4) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)の施行に関すること
- (5) 積立式宅地建物販売業法(昭和46年法律第111号)の施行に関すること
- (6) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)の施行に関する事務のうち、浄化槽の構造に関すること
- (7) 危険住宅移転事業等に関すること
- (8) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事務のうち、建築物の統計に関すること
- (9) 不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)の施行に関すること
- (10) マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)の施行に関すること
- (11) マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)の施行に関すること
- (12) 住宅計画及び宅地開発計画に関すること
- (13) 住宅地区改良事業等に関すること
- (14) 独立行政法人住宅金融支援機構の委託業務に関すること
- (15) 新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)の施行に関すること
- (16) 農地所有者賃貸住宅建設等に関すること
- (17) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和47年法律第132号)の施行に関すること

- (18) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成５年法律第５２号）の施行に関する事
- (19) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第２６号）の施行に関する事
- (20) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）の施行に関する事
- (21) 住生活基本法（平成１８年法律第６１号）の施行に関する事
- (22) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成１９年法律第１１２号）の施行に関する事
- (23) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）の施行に関する事
- (24) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）の施行に関する事
- (25) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行（土木建築企画課の所掌に係る事項を除く。）に関する事
- (26) 住宅・建築物安全ストック形成事業に関する事
- (27) ニュータウンに関する事
- (28) 大分県住宅供給公社に関する事
- (29) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）の施行に関する事
- (30) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）の施行に関する事
- (31) その他建築・住宅に関する事
- (32) 公営住宅室の庶務に関する事

3 重点事業

(1) (継) 住宅耐震化総合支援事業

木造住宅の耐震性向上等を図るため、耐震アドバイザーを派遣するとともに、耐震診断・耐震改修等を支援する市町村に対し助成する。

今年度は、１９８１年から２０００年に建設された新耐震基準の木造住宅を、新たに耐震診断の補助対象に追加するなど、住宅の耐震化をより一層促進していく。

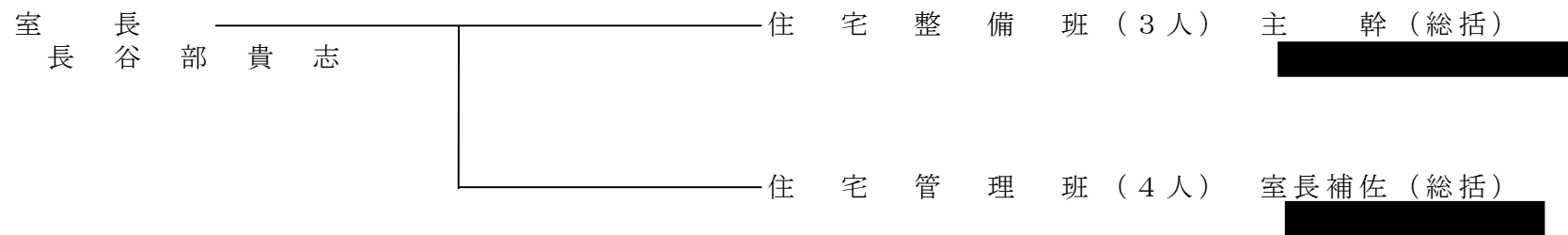
(2) (継) 居住支援体制構築事業

高齢者や障がい者、外国人、子育て世帯など住宅確保要配慮者の住まいの確保や暮らしを支援することにより地域共生社会を実現するため、居住支援協議会の設立及び自走に向けた取組を支援する。

公 営 住 宅 室

1 組 織

(1) 本 庁 (8 人)



2 分掌事務

(1) 公営住宅に関すること

3 重点事業

(1) (継) 県営住宅等管理対策事業

管理代行者への委託及び計画的修繕等により県営住宅等8, 590戸の管理を行う。

(2) (継) 県営住宅建設事業

「大分県公営住宅マスタープラン2020」に基づき、将来を見据えた適正な住戸数の確保や長期的に安定した良質な住まいを提供するため、県営住宅の建替及び解体を行う。特に、築50年以上を経過した明野住宅は、老朽化が著しく設備水準も低いため、令和11年度の事業完了に向けて建替えを推進する。

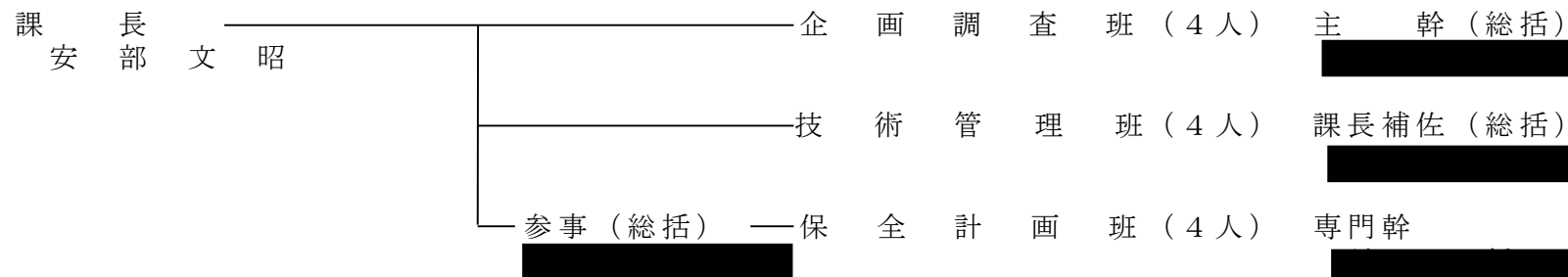
(3) (継) 既設県営住宅改善事業

「大分県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存の県営住宅を有効利用し、子育て世帯向けの住戸改善、福祉対応の高齢者向け住戸改善、建物の安全性確保や長寿命化に向けた外壁等の計画的な改修を行う。

施 設 整 備 課

1 組 織

(1) 本 庁 (14人)



2 分掌事務

- (1) 県有建築物の建築工事の基本計画・調査及び評価に関すること
- (2) 県有建築物の設計及び工事に関すること
- (3) 県有建築物（教育庁及び警察本部の所管施設並びに県営住宅を除く。）の保全整備計画に関すること
- (4) 他の執行機関の委託に基づく建築物の設計及び工事に関すること
- (5) 地方公共団体等の委託に基づく公共建築物の設計及び工事に関すること
- (6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事務のうち、県有建築物（教育庁及び警察本部の所管施設並びに県営住宅を除く。）の整備に関すること
- (7) 県庁舎（県庁舎本館、県庁舎別館及び県庁舎新館をいう。）の建築物及び電気、水道、ガス、冷暖房、昇降機その他付属施設の保全管理に関すること
- (8) その他営繕に関すること

3 重点事業

- (1) (継) 県有建築物防災対策推進事業
地震時の天井脱落を防止するため、高さが6mを超えかつ天井面積が200㎡を超える県有施設の防災対策を実施する。
今年度は、引き続き別府国際コンベンションセンターの耐震化工事を行う。

県計画等の策定・変更スケジュール(土木建築部)

No	担当課	計画の名称	計画期間	計画の概要等	スケジュール(予定)
1	道路建設課	大分県自転車活用推進計画	R9～13年度 (現行: R4～8年度)	【概要】 自転車活用推進法に基づき、本県における自転車の活用について総合的かつ計画的に推進するため、「健康」、「ツーリズム」、「都市環境」、「交通安全」の4つの目標を掲げ、2019(令和元)年12月に策定したもの。 (令和4年3月に2期目の計画を策定) 【変更の理由】 現行計画は、今年度末までの計画期間となっていることから、国の計画の改定状況を踏まえながら、改訂に向けた手続きを進めるもの。	・R8年 上半期 国計画改定予定 9月 部局間調整 11月 有識者会議 ・R9年 3月 素案作成
2	道路保全課	大分県道路啓開計画	- (現行: R6年度改訂)	【概要】 大規模地震が発生した際に、救援・救助活動を支える緊急輸送道路体制を早急に確保するための「道路啓開」の方針を定めたもの。 【変更の理由】 令和7年4月の道路法改正に伴い、道路啓開計画が法定化され、令和8年3月に九州道路啓開計画が改定されたことから、県計画についても道路法の規定に基づき、道路啓開の目標など計画の見直しを行うもの。	R8年 12月 素案作成 R9年 3月 成案公表
3	道路保全課	大分県無電柱化推進計画	R8～12年度 (現行: R3～7年度)	【概要】 防災や安全・円滑な交通の確保等の観点から、無電柱化を優先的に整備する路線を定め、大分県の無電柱化を総合的かつ計画的に推進するための計画。 【変更の理由】 現行計画が昨年度末で期間満了を迎えたことに加え、現在、国が新たな無電柱化計画の策定作業を進めていることから、その内容を踏まえた新たな計画の策定を行うもの。	R8年12月 素案作成 R9年 3月 成案公表

県計画等の策定・変更スケジュール(土木建築部)

No	担当課	計画の名称	計画期間	計画の概要等	スケジュール(予定)
4	河川課	川ビジョンおおいた2021	R9～13年度 (現行: R4～13年度)	【概要】 頻発・激甚化する豪雨や台風災害への対策を推進するため、県管理河川の各流域における短期、中期、長期の治水対策の目標を示したもの。 【変更の理由】 策定から5年が経過したことから、浸水被害等を勘案し、見直しを行うもの。	R8年 12月 素案作成 R9年 1月 パブリックコメント R9年 3月 成案公表
5	港湾課	港湾脱炭素化推進計画 (津久見港、佐伯港、別府港、中津港)	R8～R32年度	【概要】 港湾法に基づき、官民の関係者が連携し、計画的かつ効率的に港湾の脱炭素化を図ることを目的に、温室効果ガス排出量の削減に向けた具体的な取組方針を示すもの。	R8年 6月 素案作成 R8年 7月 パブリックコメント R8年 9月 成案公表
6	公園・生活排水課	大分県生活排水処理施設整備構想2026	R8～R27年度 (現行: H28～R17年度)	【概要】 本県の公共下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設整備の全体像を示すものであり、県下全域において、同施設の整備・管理を計画的かつ効率的に進めていくために策定したもの。 【変更の理由】 現構想の「2015」に基づき県内市町村と連携しながら、汚水処理人口普及率の向上に努めてきたが、策定から10年が経過し、老朽化の進展や人口減少等の社会情勢が変化したため、これまでの成果を検証し、防災・減災、国土強靱化の推進や経営基盤の強化などを加え、新たな構想を策定するもの。	R8年 11月 素案作成 R9年 1月 パブリックコメント R9年 3月 成案公表

県計画等の策定・変更スケジュール(土木建築部)

No	担当課	計画の名称	計画期間	計画の概要等	スケジュール(予定)
7	建築住宅課	大分県高齢者居住安定確保計画	R9～R18年度 (現行：R6～R8年度)	【概要】 「高齢者住まい法(高齢者の居住の安定確保に関する法律)」に基づき、高齢者が安心して暮らせる住環境整備を総合的かつ計画的に推進するため、目標や取り組むべき施策などを定めたもの。 【策定の理由】 今年度末に計画期間を満了を迎えるにあたり、社会情勢の変化や昨今の多様化する諸課題を踏まえ、新たな計画を策定する。	R8年10月 素案作成 R8年11月 検討委員会(仮称)による審議 R9年 1月 パブリックコメント R9年 3月 成案公表
8	建築住宅課	大分県住生活基本計画	R9～R18年度 (現行：R3～R12年度)	【概要】 「住生活基本法」に基づき、県民の安全で豊かな住生活の実現に向けた住環境整備を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念や目標、取り組むべき施策などを定めたもの。 【改定の理由】 令和8年3月に全国計画である「住生活基本計画」が見直されたことから、県においても令和4年3月に策定した「大分県住生活基本計画」の見直しを行う。	R9年 1月 素案作成 R9年 2月 検討委員会(仮称)による審議 R9年 4月 パブリックコメント R9年 7月 成案公表

道路照明灯の緊急点検について

道路保全課

1. 経緯及び前回点検結果

【日時】

令和8年4月4日(土)

15:30頃倒壊

18:10撤去完了(規制解除)

【場所】

国道197号 大分市今津留(OBS前)

【倒壊した照明灯情報】

昭和46年9月設置(約55年経過)

前回点検 平成30年 II判定

【被害等】

物的、人的被害なし

至佐賀関



※健全性の診断区分 (大分県道路附属物 定期点検要領 抜粋)

I判定:健全な状態

II判定:機能に支障は生じていないが、予防保全の観点から措置することが望ましい状態

III判定:機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置が必要な状態

IV判定:機能に支障が生じており、緊急に措置が必要な状態



平成30年点検時基部状況



倒壊後照明柱基部状況

2. 緊急点検の実施及び点検結果

【職員による緊急点検の実施】

- 令和8年4月5日から土木事務所職員による緊急点検を実施

「点検対象」

道路照明灯 7,443基のうち

①設置から25年以上経過

②前回点検結果 II判定 以上

調査対象:2,816基

【点検結果】

単位:基

撤去	詳細調査
5	95

※5基の撤去は4月17日までに完了



撤去:腐食が進行し亀裂確認



詳細調査:地中部において発錆確認

3. 今後の対応

【今後の対応】

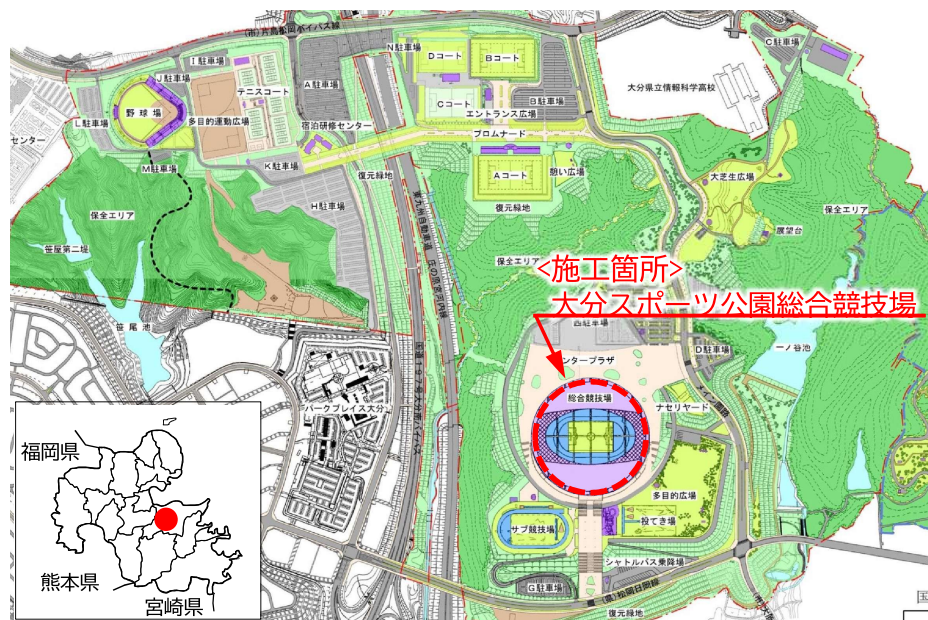
- 詳細調査対象となった95基については、厚さ計測機器を用いて柱の鋼材の厚さを測定するとともに、錆の進行状況や支柱内部の状態を確認し健全性の判定を行う
- 異常が確認された照明灯について、順次、補修・更新を行う

大分スポーツ公園総合競技場ワイヤー更新工事について

事業概要

- ◆事業箇所：大分スポーツ公園 大分市大字横尾
- ◆事業目的：ワイヤーロープの老朽化に伴い、令和6年6月から開閉を停止している大分スポーツ公園総合競技場の開閉式屋根について、老朽化したワイヤーロープの更新を行い、開閉機能の復旧を図る。

位置図



<写真>

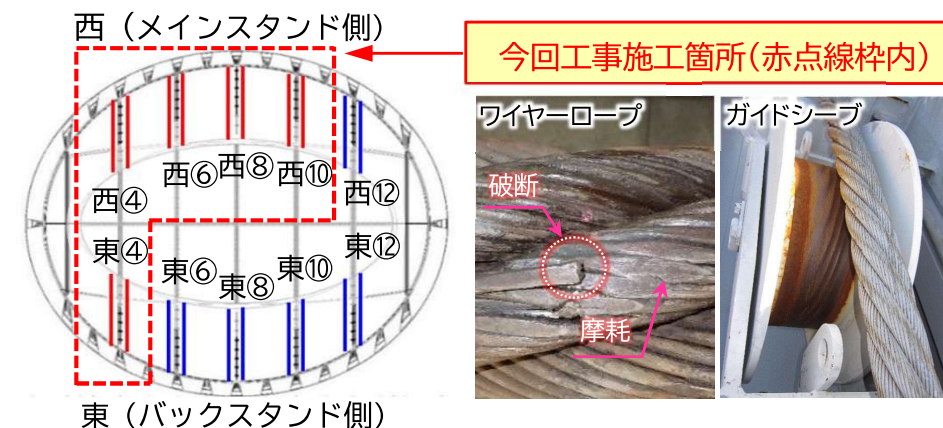


大分スポーツ公園総合競技場

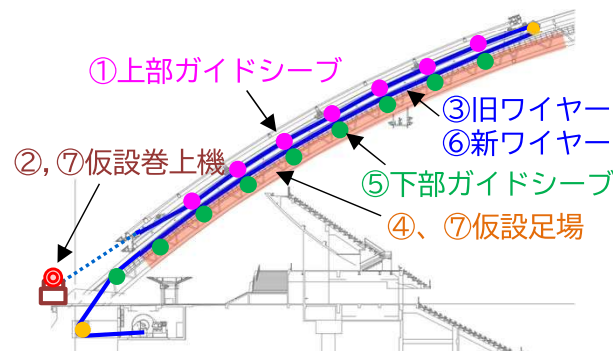
発注工事内容

- ◆工 事 名：令和7年度 都公長中施第235-1号 ドームワイヤー更新工事
- ◆工事概要：大分スポーツ公園総合競技場
屋根駆動装置のワイヤーロープ更新 一式
ワイヤーロープ 10本
ガイドシーブ 160台
- ◆予定価格：2,631,542,100円（税込）
- ◆工 期：契約締結日の翌日から660日間
- ◆入札方式：要件設定型一般競争入札（総合評価落札方式）
- ◆開 札 日：令和8年4月30日（予定）

<平面図>



<断面図>



- ① 上部ガイドシーブ取替
- ② 仮設巻上機設置
- ③ 旧ワイヤー撤去
- ④ 仮設足場設置
- ⑤ 下部ガイドシーブ取替
- ⑥ 新ワイヤー設置
- ⑦ 仮設巻上機および仮設足場撤去